

ツキノワグマ出没注意報・出没警報の発出基準（圏域単位で判断）

【注意報】（次のいずれかが該当した場合に発出）

（人の日常生活圏（以下、「生活圏」という。）への出没の増加・平常年との比較）

- ・生活圏での目撃件数が月単位で平常年の1.5倍以上

（生活圏への出没の増加・前週との比較）

- ・生活圏での目撃件数が2週連続して5件／週以上かつ前週の1.5倍以上

【警 報】

（該当した場合に発出）

（人身被害の発生）

- ・生活圏での人身被害の発生

（複数項目が該当した場合に発出）

（生活圏への出没の増加・平常年との比較）

- ・生活圏での目撃件数が月単位で平常年の2倍以上

（生活圏への出没の増加・前週との比較）

- ・生活圏での目撃件数が2週連続して7件／週以上かつ前週の2倍以上

目撃件数が前週の2倍以上

（生活圏への出没の増加・実数で判断）

- ・生活圏での目撃件数が月単位で、区域面積（100 km²）当たり3件以上の目撃
（佐久：39、上田：33、諏訪：25、上伊那：40、南信州：58、木曾：46、
松本：55、北アルプス：34、長野：46、北信：31）

【特別警報】（警報発出基準に加え以下が該当した場合に発出）

- ・堅果類の豊凶調査の結果等から凶作が予測（大量出没が予測）される

※上記を基準に、出没や被害状況を総合的に勘案し、ツキノワグマ出没対策専門家会議の意見を基に決定する。